

熊本県スキー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は熊本県スキー連盟（以下本連盟）と称する。外国に対しては SKI ASSOCIATION OF KUMAMOTO(略称 S.A.K)という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、理事会において熊本県内に別途定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は熊本県内のスキー界(以下スノーボードを含む)を統轄し、代表する団体として、スノースポーツの普及及び振興を図り、会員のアマチュアアスリートとしての資質の向上を図ることとし、かつ所属団体相互の親睦を厚くすることおよび県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) (公財)全日本スキー連盟（以下 S A J）並びに(公財)熊本県スポーツ協会への加盟とその行事への参加
- (2) 競技会の開催及び選手の選考及び育成・強化
- (3) 検定会、講習会、研修会等の開催及び助成
- (4) 指導者及び公認資格者の養成
- (5) スノースポーツの楽しさ、素晴らしさを伝えるためのレクリエーション、ファミリースポーツとしての事業及びスキー普及の為のスキー教室の開催
- (6) その他本連盟の目的達成の為に必要な事業

第3章 資産及び収入

第5条 本連盟の資産及び収入は次の各号とする。

- (1) 財産目録の資産
- (2) 所属団体の負担金
- (3) 登録費の一部
- (4) 事業収入
- (5) 助成金及び寄付金
- (6) その他の収入

(負担金)

第6条

- (1) 本連盟の所属団体負担金の額は、理事会の議決によって定める。
- (2) 既納の負担金及び登録費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第8条 本連盟の収支決算は、会長が作成し、財産目録・事業報告書とともに、監査報告を付け、理事会の議決を経なければならない。

2 本連盟の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その全部を翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第9条 本連盟は、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第10条 本連盟の事業年度は毎年5月1日に始まり4月30日に終わる。

第4章 役員及び会計職員

(理事及び理事会)

第11条 理事は所属団体より2名選出する。但し会長・副会長・理事長・副理事長並びに総務部長、競技部長、教育部長（以下各部長）・事務局長の該当者を選出された所属団体は理事を追加選出する事ができる。

2 理事は理事会を構成し連盟の重要事項について審議決定する。

(役員及び役員の選出)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名以内 理事長1名 副理事長2名 総務部長1名 競技部長1名 教育部長1名

事務局長1名 監査2名

(1) 会長及び副会長は、原則として本連盟会員の中から理事会において選出する。

(2) 理事長及び副理事長は理事の互選によるものとする。

(3) 各部長及び事務局長並びに監査は理事会において選出する。

(4) 役員は選任時において75歳未満でなければならない。ただし会長、副会長を除く。

(5) 前各号に定めるもののほか、特別な事項が発生した場合は、常任理事会に諮り理事会の議決を経て決定する。

(役員の任務)

第13条

(1) 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代理し又はその職務を行う。

(3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本連盟の業務を処理する。

(4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が不在の時は代理を務める。

- (5) 各部長は諸業務を企画し、会議に諮り、進行しその結果をまとめる。
- (6) 事務局長は本連盟の運営に関する一切の事務を処理する。
- (7) 総務部長は大会・理事会の案内・規約・議事録に関する事務を処理する。
- (8) 監査は、本連盟の業務執行、財産状況及び収支決算について監査を行う。

(常任理事)

第14条 会長、副会長、理事長、副理事長、各部長及び事務局長をもって常任理事会を構成し、理事会の決定に基づき連盟の諸業務を企画・立案する。

(役員任期)

第15条 理事・役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 理事・役員に欠員が生じた時は、適時補充をすることができる。但し、任期は前任者の残存期間とする。

3 理事・役員は、任期満了後の後任理事・役員が就任するまではその任務を行うものとする。

(本連盟関係団体への役員選出)

第16条 本連盟関係団体への役員選出の必要ある時は、理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。

2 SAJ等本連盟関係団体の役員については在任期間に限り、任期終了後は後任に引き継ぐ。

(役員解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、理事会で議決する前にその役員に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第18条 理事・役員は無報酬とする。

(会計職員)

第19条 本連盟に会計職員を置き、事務及び収支予算、収支決算を処理する。

2 会計職員は会長が委嘱する。

3 会計職員は無給とする。

第5章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長の選出)

第20条 本連盟に名誉会長一名を置くことができる。名誉会長は理事会において推挙し、会長が委嘱する。

(顧問・参与の選出)

第21条 本連盟に顧問並びに参与を若干名置くことができる。理事会の承認を得て会長が委嘱する。顧問及び参与は、常任理事会並びに理事会に出席して意見を述べるすることができる。

第6章 会議

(理事会)

第22条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・各部長・事務局長、理事をもって構成し、年4回以上開催する。但し必要に応じて臨時理事会を開催することができる。(1・5・9・11月基準)

(招集権者)

第23条

- (1) 理事会は会長が招集し理事長が議長を務める。但し理事長に事故ある時、又は欠ける時は、会長に指名された副理事長が議長となる。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の議題を示した請求があった時は、理事会を開催しなければならない。

(定足数及び代理人)

第24条

- (1) 理事会は理事総数の2分の1以上出席しなければ開会することができない。
- (2) 理事が理事会に出席できない時は、その所属団体の会員が代理人として議決権を行使できる。

(可否同数の場合)

第25条 理事会の議事は出席理事(役員は除く)の過半数の議決をもって定め、可否同数の時は議長が定める。

(常任理事会)

第26条 常任理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・各部長・事務局長を持って構成し、年2回以上開催する。但し必要に応じて臨時常任理事会を開催することが出来る。(4、10月基準)
2 常任理事会の定足数については、前第23条及び第24条の規定を準用する。この場合においては「理事会」、「理事」を各々「常任理事会」、「常任理事会構成員」と読み替える。

(部 会)

第27条

- (1) 本連盟の会務を円滑にする為に、事務局・総務部・競技部・教育部の1局3部を置く。
- (2) 部に部長1名、事務局に局長を置き、必要に応じて副部長・局次長・コーチを置くことができる。
- (3) 各部の活動を円滑にする為、理事会において必要と認められた各委員会及び各行事担当理事を置くことができる。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された議事録署名者2名が、署名押印の上、これを保存する。

第7章 加盟及び登録

(加盟の資格)

第29条 本連盟に加盟を希望する団体は、本連盟の目的に賛同するもので、複数名以上の会員で構成され、かつ熊本県内に事務所を置く団体でなければならない。

(加盟の申し込み)

第30条 本連盟に加盟を希望する団体は次の各号を明記した申込書に負担金を添えて連盟会長宛に提出するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 代表者の氏名・住所・連絡先
- (3) 理事の氏名・住所・連絡先
- (4) 会員名簿(氏名・住所・連絡先及び勤務先・住所・連絡先)
- (5) 事務所の所在地

2 加盟団体で前項の各号に異動を生じた時は、直ちに連盟事務局に報告するものとする。

(承認)

第31条 本連盟への加盟承認は理事会の議決によるものとする。

2 加盟承認後は加盟を希望する団体を「所属団体」という。

(資格喪失)

第32条 所属団体は、次の各号の一に該当する事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 所属団体の解散
- (3) 除籍

(脱退)

第33条 本連盟を脱退する時は、その理由を明記した脱退届を本連盟会長宛に提出しなければならない。

(除籍)

第34条 所属団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会は理事総数の4分の3以上の議決を経て、会長がこれを除籍することができる。この場合理事会で議決する前にその所属団体に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本連盟の所属団体としての義務に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷付け又はこの本連盟の目的に違反する行為があったとき
- (3) 負担金を2年以上滞納したとき

(行事の参加)

第35条 所属団体は本連盟並びにSAJの主催・主管・共催・又は後援する行事に参加することができる。

(負担金及び登録費の納入)

第36条 所属団体は、理事会で定められた負担金を本連盟に、登録費についてはSAJに毎年8

月末日までに納入しなければならない。納入の勧告を受けて10月末日までに納入しない時は、第35条に定める各種行事に参加することができない。

(会員登録)

第37条 本連盟の会員になろうとするものは、所属団体に登録し、かつSAJに登録しなければならない。

2 会員登録に関する規定はSAJの規定に拠るものとする。

第8章 規約の改廃及び解散

(規約の改廃)

第38条 本規約を改廃する時は、理事会において出席理事の3分の2以上の賛同を得て決定しなければならない。

(解散)

第39条 本連盟の解散は、理事総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本連盟の解散に伴う残余財産は、理事総数4分の3以上の議決を経て、本連盟の目的に類似の目的を有する公益法人等に寄附するものとする。

第9章 附則

(1) 本規約に定めない事項に関しては、理事会において審議の上定める。

(2) この規約は昭和37年12月22日に施行する。

(附則) この規約の改正は昭和62年9月25日施行する。

(附則) この規約の改正は平成2年8月31日施行する。

(附則) この規約の改正は平成4年4月24日施行する。

(附則) この規約の改正は平成12年5月11日施行する。

(附則) この規約の改正は平成16年5月14日施行する。

(附則) この規約の改正は平成22年11月10日施行する。

(附則) この規約の改正は平成23年7月5日施行する。

(附則) この規約の改正は平成29年5月24日施行する。

(附則) この規約の改正は令和4年3月16日施行する。

(附則) この規約の改正は令和6年6月19日施行する。